

1. 設置者に関する情報

- ① 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに連絡先
〈設置者〉学校法人朴沢学園 仙台大学附属明成高等学校
〈所在地〉〒981-8570 宮城県仙台市青葉区川平二丁目26番1号
〈連絡先〉電話番号 代表 022-278-6131 FAX 022-277-5130
- ② 法人の代表者の氏名
学校法人 朴沢学園 理事長 朴澤 泰治
- ③ 福祉系高等学校等以外の実施事業

学校法人 朴沢学園	仙台大学	体育学部	体育学科 健康福祉学科（介護福祉士、社会福祉士養成） スポーツ栄養学科（栄養士養成） スポーツ情報マスメディア学科 現代武道学科 子ども運動教育学科
		大学院	スポーツ科学研究科（スポーツ科学専攻）修士課程
	仙台大学附属 明成高等学校	スポーツ創志科	
		福祉未来創志科（福祉系高等学校指定）	
		食文化創志科（調理師養成施設指定）	
		普通科	

- ④ 財務諸表
学校法人朴沢学園仙台大学ホームページに掲載

2. 福祉系高等学校に関する情報

- ① 名称、住所及び連絡先
〈名 称〉学校法人朴沢学園 仙台大学附属明成高等学校
〈所在地〉〒981-8570 宮城県仙台市青葉区川平二丁目26番1号
〈連絡先〉電話番号 代表 022-278-6131
FAX 022-277-5130
- ② 学校長名 土生 善弘
- ③ 開設年月日 平成21年4月1日
- ④ 学則等

「仙台大学附属明成高等学校における福祉未来創志科に関する規程」

第1章 総則

（設置目的）

第1条 教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎のうえに、心身ともに健康でバランスのとれた明るい人間の形成を目指した高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

（名称）

第2条 本課程は、仙台大学附属明成高等学校 福祉未来創志科という。

(位置)

第3条 本課程は、仙台市青葉区川平二丁目26番1号におく。

第2章 課程及び収容定員

(課程収容定員)

第4条

課程	学 科 コース	1 学年	2 学年	3 学年	合計	備考 (学級数)
		収容定員	収容定員	収容定員		
全日制	福祉未来創志科	35名	35名	35名	105名	各学年1クラス

(修業年限)

第5条 本科の修業年限は3年とする

(養成課程)

第6条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため「社会福祉士介護福祉士学校規則」第八条第一号に定める養成課程をおくこととする。

(履修方法)

第7条 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目すべて履修（必修）し、修得しなければならない。科目と単位数は次のとおりとする。

領 域	科 目 名	カリキュラム	
		単位数	時間
人間と社会	社会福祉基礎	4	140
	生物基礎	2	70
	家庭基礎	2	70
介 護	介護福祉基礎	5	175
	コミュニケーション技術	2	70
	生活支援技術（医療的ケア含む）	10	350
	介護過程	4	140
	介護総合演習	3	105
	介護実習（外部実習）	13	455
こころとからだのしくみ	こころとからだの理解	8	280
合 計		53	1855

2 「生活支援技術」10単位のうち1単位は「医療的ケア」とし、1単位時間を60時間（1時間＝50分）とする。また、「医療的ケア演習」を授業時間外に設定し、次の演習を実施し評価を行う。

- 一 喀痰吸引
 - ア 口腔内 5回以上
 - イ 鼻腔内 5回以上
 - ウ 気管カニューレ内部 5回以上
- 二 経管栄養
 - ア 胃ろう又は腸ろう 5回以上
 - イ 経鼻経管栄養 5回以上
- 三 救急蘇生法 1回以上

第3章 学科、学期、休業日等

(学年、学期及び入学時期)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで。

後期 10月1日から3月31日まで。

3 入学時期は、4月1日から4月10日までに実施する。

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第9条 休業日は次の通りとする。

- 一 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 創立記念日 5月6日

- 四 学年始休業日 4月1日～4月7日
五 夏季休業日 7月下旬～8月下旬
年度毎の夏季休業日は、当該年度の授業時数を勘案して定めるものとする。
六 冬季休業日 12月24日～1月7日
七 春季休業日 3月25日～3月31日
- 2 教育上必要があり、かつやむ得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他、急迫の事態があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学、留学等

(入学資格)

第10条 本校に入学できる者は、品行方正で、学業を全うしうる体力を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学許可)

第11条 本校の福祉未来創志科に入学を希望する者には、選考を行い、校長がこれを許可する。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、入学願書等の書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学許可を受けた者は、保証人連署の誓約書及び住民票の写しを提出するとともに、入学金を納入しなければならない。

- 2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学許可を取り消すことがある。

(転入学及び転学)

第14条 他の高等学校から本校に転入学を希望する生徒があるときは、所定の書類を提出させ、選考のうえこれを許可することがある。

- 2 生徒が、他の高等学校に転学を志望するときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者連名のうえ願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第15条 生徒が外国の高等学校留学を希望するときは、所定の書類に必要事項を記載し、保護者連名のうえ願い出て、許可を受けなければならない。

第16条 生徒が他の高等学校の一部の科目の履修を希望する場合は、所定の書類に必要事項を記載し保護者連名のうえ願い出て、許可を受けなければならない。

(休学及び復学)

第17条 生徒が病気その他やむ得ない理由により、当該学年において出席すべき日数の3分の1以上を出席できないと認められるときは、所定の書類に必要事項を明記し、医師の診断書等を添え、保護者連名のうえ休学を願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類に必要事項を記載し、保護者連名のうえ願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者連名のうえ願い出て、許可を受けなければならない。

(欠席及び出席停止)

第19条 生徒が病気その他やむ得ない理由により欠席するときは、別に定める要領により、遅延滞りなく届出るものとする。

- 2 前項において、生徒がやむ得ない理由により7日以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、保護者連署のうえ願い出て、許可を受けなければならない。

- 3 生徒が伝染病にかかり又そのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席

停止を命ずることがある。

(忌引)

第20条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、次の日数の範囲内で許可することがある。

死亡した者	日数	死亡した者	日数
父母	7日	兄弟姉妹	3日
祖父母	3日	伯叔父母	1日
曾祖父母	1日		

(身上事項の異動の届出)

第21条 生徒は、本人、保護者若しくは保証人の氏名又本籍若しくは住所等身上について異動があったときは速やかに届け出なければならない。

第5章 学習の評価（成績考査）・課程修了の認定（卒業）等

(課程修了の認定)

第22条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において校長が認定する。

(卒業)

第23条 前項の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したことが認められるときは、卒業証書（別記様式）を授与する。

(現学年留置)

第24条 生徒のうち、当該学年における所定の教育課程を修得できなかった者について、教育上必要があるときは、現学年に留め置くことがある。

(学習の評価)

第25条 学習の評価については、別に定める内規による。

第6章 教職員組織

(教職員組織)

第26条 本校には、校長、教頭、学科長、教諭、養護教諭、司書教諭、講師及び事務長、事務職員、学校医その他必要な教職員をおく。なお、必要に応じ、副校長及び参与をおくことができる。

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属教員を監督する。
- 3 副校長は、校長を補佐し、校長の特別事項を掌理する。
- 4 教頭は、校長を助け、校務を整理する。
- 5 学科長は、校長の監督を受け、別に定めるところにより、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導助言にあたる。
- 6 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。
- 7 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第7章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第27条 本校の入学検定料の額は、12,000円とする。

(入学金)

第28条 本校の入学金の額は、180,000円とし、次の通り納付するものとする。

区 分	金 額
第一次入学金	50,000円
第二次入学金	130,000円

(授業料及び教育充実費)

第29条 本校の授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

区 分	金 額
授業料（年額）	396,000円
教育充実費（年額）	156,000円

- 2 生徒が在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、第2項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

- 4 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を4ヶ月以上滞納し、その後においても納入見込み見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 5 すでに納入した入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として理由のいかんにかかわらず返還しない。

(入学金及び授業料等の減免)

第30条 入学金及び授業料等は、別に定める規定に該当する生徒に対して、その全部又は一部を免除することがある。

(実習費等)

第31条 実習費等は別に定める。

第8章 賞罰

(褒賞)

第32条 生徒が、その成績、性向ともにすぐれ、他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲戒)

第33条 生徒が、学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行う。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者

4 懲戒処分を行うときは、生徒の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

第9章 雑則

(雑則)

第34条 この規定の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年度介護福祉科入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年度福祉未来創志科入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日より施行する。ただし、令和4年度福祉未来創志科入学生より適用する。

「福祉未来創志科」単位修得の認定、進級・卒業の認定及び評価規定

第1章 単位履修の認定

(履修単位認定の原則)

第1条 出席時数が授業時数(35時間×単位数)の2/3以上であること。ただし、「介護実習」(外部実習)の科目においては出席時数が授業時数(35時間×単位数)の4/5以上であること。

第2章 単位修得の認定

(認定の時期)

第2条 科目の単位修得の認定は学年末に行う。

(認定者)

第3条 科目の単位修得の認定は成績判定会議での審議を経て学校長が認定する。

(認定基準)

第4条 単位修得の認定は次の基準による。

- 一 第1条の履修条件を満たしていること。
- 二 学年の成績の評定値が「2」以上であること。
- 三 「医療的ケア」演習においては、以下の内容を実施していること。
 - ア 喀痰吸引 口腔内（5回以上）、鼻腔内（5回以上）、気管カニューレ内部（5回以上）
 - イ 経管栄養 胃ろう又は腸ろう（5回以上）、経鼻経管栄養（5回以上）
 - ウ 救急蘇生法 1回以上

第3章 進級・卒業の認定

(認定者)

第5条 進級・卒業の認定は成績判定会議での審議を経て学校長が認定する。

(認定基準)

第6条 進級・卒業の認定は次の基準による。

- 一 規程出席日数は出席しなければならない日数の2/3以上であること。
- 二 単位の履修・修得は当該学年所定の教科・科目にすべてを履修し、かつ履修した科目のうち74単位を取得していること。ただし、介護福祉士国家試験受験資格取得のための専門科目はすべてを修得していること。

(修得の追認指導)

第7条 進級または卒業の認定が行われなかった者については、成績判定会議において必要と認めた場合に限り不認定教科・科目の単位追認のための追考査・追指導を行う。

(追指導未終了の措置)

第8条 前条の追指導が当該年度内に終了しなかった場合、原級留置または仮進級とすることがある。ただし、介護福祉士国家試験受験資格取得のための専門科目はすべてを当該年度内に修得していること。

(仮進級の措置)

第9条 仮進級になった者は、次年度の前期中間考査までに不認定教科・科目の認定を終了しなければならない。

(原級留置者の全科目再履修義務)

第10条 原級に留め置かれた者は、次年度当該学年のすべての教科・科目および特別活動を再履修しなければならない。

第4章 評価規程

(成績評価)

第11条 学習成績の評価は各学期の中間と期末を考査点、実技点と平常点を合わせた総合的な観点に基づき100点法で行い、学年末に5段階評定に換算するものである。

(学年末総合評価)

第12条 学年末に行う総合評価は中間と期末（年4回）の相加平均で算出する。

(評定と評定基準)

第13条 100点法による総合評価を5段階評定に換算する基準は次のとおりとする。

100～80	79～70	69～50	49～40	39～0
5	4	3	2	1（不合格）

ただし、福祉未来創志科の専門科目の評定の基準は次のとおりとする。

100～80	79～70	69～60	59～0
5	4	3	1（不合格）

(考査点・実技点・平常点)

第14条 考査点・実技点は生徒の学習活動の成果への評価を、平常点は毎時間の授業における生徒の学習活動をそれぞれ反映させた評価とする。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

⑤ 施設設備の概要

土地面積 (4,449.58 m ²)	教室等の名称	面 積	教室等の名称	面 積
	普通教室 A	64.58 m ²	食文化実践室 I (調理実習室)	146.25 m ²
	普通教室 B	64.64 m ²	生活デザイン実践室 (家政実習室)	135.36 m ²
	普通教室 C	64.64 m ²		
	福祉未来 Lab (介護実習室)	202.30 m ²	Health-Counseling Center (保健室)	61.92 m ²
	福祉未来入浴実習室 (入浴実習室)	48.02 m ²	カウンセラー室	19.83 m ²
	和室 (畳) 実習室	35.12 m ²	図書室兼自習室	321.98 m ²
※図書蔵書数				26,989冊

3. 養成課程に関する情報

① 令和7年度入学生 福祉未来創志科教育課程表

教科	科 目	標準単位数	1 学年	2 学年	3 学年	備 考
国 語	現 代 の 国 語	2	2			
	言 語 文 化	2		2		
	文 学 国 語	4		2	2	
地 理	地 理 総 合	2		2		
歴 史	歴 史 総 合	2			2	
公 民	公 共	2	2			「人間と社会」に関する科目
	政 治 ・ 経 済	2			2	
数 学	数 学 I	3	3			
	数 学 A	2		2		
	実 用 数 学	2			2	学校設定科目
理 科	科 学 と 人 間 生 活	2	2			
	化 学 基 礎	2			2	
	生 物 基 礎	2		2		
保 健 体 育	体 育	7	3	2	2	
	保 健	2				「こころとからだの理解」で代替
芸 術	音 楽 I	2	2			
外国語	英語コミュニケーション I	3	3			
	英語コミュニケーション II	4		2	2	
情 報	情 報 I	2				「福祉情報」で代替
家 庭	家 庭 基 礎	2		2		「人間と社会」に関する科目
専 門 科 目	社 会 福 祉 基 礎	4	2		2	
	介 護 福 祉 基 礎	5	2	3		
	コミュニケーション技術	2			2	
	生 活 支 援 技 術	10	3	4	3	
	介 護 過 程	4		2	2	
	介 護 総 合 演 習	3	1	1	1	
	介 護 実 習	13	3	5	5	
	こころとからだの理解	8	3	2	3	
	福 祉 情 報	2			2	

福祉探求	2	1	1	学校設定科目
総合的な探求の時間	3～6			「介護総合演習」で代替
小計	32	34	34	
特別活動	1	1	1	
合計単位	33	35	35	

② 定員 各学年35名

③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
本校ホームページに掲載

④ 費用（令和6年度入学生の場合）

	1 学年	2 学年	3 学年	合計
入学検定料	12,000			12,000
入学金	50,000			50,000
施設設備費	130,000			130,000
授業料 ※就学支援金制度あり	396,000	396,000	396,000	1,188,000
教育充実費	156,000	156,000	156,000	468,000
介護実習費	31,055	45,055	45,055	121,165
その他諸費（男子）	385,068			521,722
（女子）	385,838	63,210	73,444	522,492
合計（男子）	1,160,123			2,490,887
合計（女子）	1,160,893	660,265	670,499	2,491,657

※1 年次男女の合計の差額は、制服にかかる費用の差額である。

⑤ 教員数、科目別担当教員名

必置教員	氏名	担 当 科 目	資格・免許
◎：教務に関する主任者 ○：領域「介護」、 「こころとからだのしくみ」に1人以上必要な教員	◎榎本 寿美代	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程 介護総合演習 介護実習	教科「福祉」「家庭」
	○樋口 智美	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程 介護総合演習 介護実習	教科「福祉」 介護福祉士
	○支倉 淳美	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程 介護総合演習 介護実習	教科「福祉」 介護福祉士
	小野 哲	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程 介護総合演習 介護実習	教科「福祉」 社会福祉士 精神保健福祉士
	○村林 則子 (非常勤)	こころとからだの理解 医療的ケア	看護師
その他の教員	池田 由美	家庭基礎	教科「家庭」
	山内 明樹	生物基礎	教科「理科」

⑥ 使用する教材

- @ 最新介護福祉士養成講座（中央法規）：2，3，4，7，8，11，12，13，14，15の10巻
- @ 動作の”なぜ”がわかる基礎介護技術（中央法規）
- @ 介護福祉士受験ワークブック（中央法規）

- @ 介護福祉士国試ナビ（中央法規）
- @ 社会福祉基礎（実教出版）
- @ 介護福祉基礎（実教出版）
- @ 生活支援技術（実教出版）
- @ こころとからだの理解（実教出版）
- @ 介護過程（実教出版）
- @ コミュニケーション技術（実教出版）

⑦ 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容

施 設 種	施 設 名	位 置
通所介護事業所	双葉ヶ丘デイサービスセンター	宮城県仙台市青葉区双葉ヶ丘 2-9-2
	デイサービスセンターラビット	宮城県仙台市泉区上谷刈字長命 1 0
	老人デイサービスセンターアルデア仙台敬寿園	宮城県仙台市青葉区八幡 6-9-1 5
	せんだんの館デイサービス	宮城県仙台市青葉区水の森 3-4 3-1 0
	Next デイほくと	宮城県仙台市青葉区新坂町 4-2 1-6 0 1
	百才館デイサービスセンター	宮城県大崎市三本木字大豆坂 2 4-3
	福田町デイサービスセンターⅠ	宮城県仙台市宮城野区田子字富里 2 2 3
	木ノ下デイサービスセンターコスモス	宮城県仙台市宮城野区木ノ下 1-1 2-2 8
	希望の杜通所リハビリテーション	宮城県黒川郡大和町吉田字新要害 1 0
	デイサービスわかなの杜	宮城県仙台市宮城野区新田東 1-2-5
	SOMPO ケア仙台泉デイサービスセンター	宮城県仙台市泉区松森字鹿島 5 3-9
	ドリームライトひかりの里	宮城県黒川郡富谷町成田 8-4-1 0
	仙台青葉ロイヤルケアセンター	宮城県仙台市青葉区吉成台 2-3-2 0
	エコが丘デイサービスセンター	宮城県仙台市青葉区芋沢字横前 1-2
	ポラリスデイサービスセンター川平	宮城県仙台市青葉区川平 4-1 9-2 6
	エバグリーン・イズミ通所リハビリ	宮城県仙台市泉区実沢字立田屋敷 1 7-1
	加瀬ウエルネスタウン通所リハビリ	宮城県利府町加瀬字北窪 1 6-1
	ライフの学校萩の風キャンパス	宮城県仙台市若林区上飯田字天神 1-1
	デイサービスときわ	宮城県名取市下余田字鹿島 8 6-5
障害者支援施設	静和園	宮城県亶理郡亶理町真庭字名生東 7 2-2
	萩の郷福寿苑	宮城県仙台市太白区鉤取御堂平 3 8
	萩の郷第二福寿苑	宮城県仙台市太白区鉤取御堂平 3 8
	仙萩苑	宮城県仙台市泉区住吉台西 2-7-6
	高砂はげみホーム	宮城県仙台市宮城野区福室 7-8-2 0
	仙台市泉ひまわりの家	宮城県仙台市泉区七北田字道 1 3
	あすなろ	宮城県塩釜市今宮町 1 0-2 0
	ホープすずかけ	宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷 5-2 2-1
	つどいの家・コペル	宮城県仙台市若林区上飯田 1-1 7-5 8
	きぼう園	宮城県仙台市宮城野区二の森 1 4-3
	かがやきの杜	宮城県仙台市青葉区郷六葛岡下 2 6-1 4
	宮城県第二啓佑学園	宮城県仙台市泉区南中山 5-2-1
	かむり学園	宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南 1-1
	杏友園	宮城県塩釜市新富町 1 4-1 0
	仙台自立の家	宮城県仙台市青葉区吉成台 2-1 2-2 4
	こまきさ苑	宮城県仙台市青葉区荒巻神明町 2-1 0
	仙台つどいの家	宮城県仙台市宮城野区幸町 3-1 2-1 6
	八木山つどいの家	宮城県仙台市太白区八木山本町 1-4 1-2
	つどいの家・アプリ	宮城県仙台市太白区山田本町 3-2 0
	蔵王すずしろ	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原 1-7 2 9
認知症対応型 共同生活介護	せんだんの里グループホーム	宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘 6-1 4 9-1
	グループホーム蘭	宮城県仙台市泉区上谷刈字長命 1
	グループホーム楽庵	宮城県仙台市青葉区葉山町 8-1
	グループホームひなた	宮城県仙台市青葉区子平町 1 7-1 9
	グループホームほくと苑	宮城県仙台市青葉区新坂町 6-1 1
	グループホーム木かげ	宮城県仙台市青葉区西勝山 1 4-8
	グループホームなんてん上杉	宮城県仙台市青葉区上杉 3-8-3
	グループホームなんてん水の森公園	宮城県仙台市泉区上谷刈字古堤 5-1
	グループホーム愛の家仙台岩切	宮城県仙台市宮城野区岩切字稲荷 1 9 3-2
	グループホームコスモス鶴ヶ谷	宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東 4-1 3-8
	グループホームしろいし	宮城県白石市城北町 1-3 9

	四郎丸高齢者グループホームおちあい	宮城県仙台市太白区四郎丸字大宮 4 5 - 2 8
	グループホーム仙台萩野町	宮城県仙台市宮城野区萩野町 3 - 1 2 - 1
	グループホームよもぎ埜	宮城県仙台市宮城野区幸町 2 - 9 - 8
	グループホームみたき	宮城県仙台市青葉区八幡 7 - 1 4 - 1 7
	グループホームにこトピア萩野町	宮城県仙台市宮城野区萩野町 2 - 8 - 1 2
	グループホームけやき	宮城県黒川郡大和町吉田新要害 1 0
	グループホームノテとみざわの里	宮城県仙台市太白区富沢西 3 - 1 0 - 1
小規模多機能型 居宅介護	SOMPO ケア仙台萩野町	宮城県仙台市宮城野区萩野町 3 - 1 2 - 1
	小規模多機能ホームエムズ落合	宮城野区仙台市青葉区落合 5 - 1 6 - 1 0
	すけるん家上杉	宮城県仙台市青葉区上杉 3 - 8 - 3
	多機能ホーム木かけ	宮城県仙台市青葉区西勝山 1 4 - 8
	杜の家ふたば	宮城県仙台市青葉区双葉ヶ丘 1 - 4 2 - 6
	コスモス松陵マルチケア	宮城県仙台市泉区松陵 1 - 2 8 - 1
	リズムタウン仙台	宮城県仙台市泉区古内字坂ノ上 1 6 - 6
介護老人保健施設	エバーグリーン・イズミ	宮城県仙台市泉区実沢字立田屋敷 1 7 - 1
	せんだんの丘	宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘 6 - 1 2 6 - 5 1
	仙台青葉ロイヤルケアセンター	宮城県仙台市青葉区吉成台 2 - 3 - 2 0
	ハート五橋	宮城県仙台市青葉区五橋 1 - 1 - 5
	杜の倶楽部	宮城県仙台市太白区茂庭字人來田東 1 9 - 1 3
	ライフケアセンター名取	宮城県名取市増田字柳田 8
	泉翔の里	宮城県仙台市青葉区折立 4 - 1 - 1 5
	いずみの杜	宮城県仙台市泉区松森字西沢 2 6 - 4
	希望の杜	宮城県黒川郡大和町吉田字要害 1 0
	利府仙台ロイヤルケアセンター	宮城県宮城郡利府町利府字新揺橋 1 1 5
	葵の園・柳生	宮城県仙台市太白区柳生字台 5 7 - 1
	さくらの杜	宮城県柴田郡大河原町字広表 3 3 - 1
	羽生の丘・オーベルジュ	宮城県大郷町羽生字蒲ヶ沢 5 0 - 1 0
	なとり	宮城県名取市高館熊野堂字岩口下 1 - 2
	加瀬ウェルネスタウン	宮城県宮城郡利府町加瀬字北窪 1 6 - 1
	ノテやるきになる里	宮城県仙台市太白区富沢西 3 - 1 0 - 1
特別養護老人ホーム	国見苑	宮城県仙台市青葉区国見 6 - 4 0 - 3 5
	寶樹苑	宮城県仙台市青葉区双葉ヶ丘 2 - 9 - 2
	水泉荘	宮城県仙台市泉区実沢字橘川屋敷 1
	泉寿荘	宮城県仙台市泉区上谷刈字長命 1 0
	リベラ荘	宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘 7 - 1 4 1 - 9
	洛風苑	宮城県仙台市青葉区芋沢字新田 5 6 - 2
	仙台楽生園	宮城県仙台市青葉区葉山町 8 - 1
	愛泉荘	宮城県仙台市泉区七北田字道 2 4 - 2
	サン・つばき	宮城県仙台市太白区越路 7 - 7
	七峰荘	宮城県黒川郡大衡村大瓜字長町 7 7 - 3
	みやざき	宮城県加美郡加美町宮崎屋敷 7 - 2 9
	大年寺山ジェロントピア	宮城県仙台市太白区茂ヶ崎 3 - 1 2 - 1
	せんじゅ	宮城県仙台市青葉区西勝山 1 4 - 1 0
	柏松苑	宮城県柴田郡柴田町大字足立字上ヶ戸 1 7 - 5
	百才館	宮城県大崎市三本木字大豆坂 2 4 - 3
	まほろばの里たいわ	宮城県黒川郡大和町吉田字高田西 3 4
	常盤園	宮城県柴田郡柴田町大字船岡字迫 2 8 - 1
	萩の風	宮城県仙台市若林区上飯田字天神 1 - 1
	抱優館八乙女	宮城県仙台市泉区上谷刈字向原 3 - 3 0
	ウイズ月見ヶ丘	宮城県塩竈市月見ヶ丘 6 - 1 0
	白東苑	宮城県仙台市太白区四郎丸大宮 2 6 - 3
	仙南ジェロントピア	宮城県伊具郡丸森町館矢間松掛字宮田 6 7
	うらやす	宮城県名取市下余田鹿島 8 6 - 5
	泉音の郷	宮城県仙台市泉区泉中央南 1 5
	J&B	宮城県仙台市宮城野区清水沼 3 - 7 - 8
	仙台敬寿園	宮城県仙台市青葉区下愛子字田中 3 - 1
	ノテとみざわの里	宮城県仙台市太白区富沢西 3 - 1 0 - 1
	エコーが丘	宮城県仙台市青葉区芋沢字横前 1 - 2
	茂庭台あおばの杜	宮城県仙台市太白区茂庭台 2 - 1 5 - 2 5
	にこトピアいわで	宮城県大崎市岩出山字浦小路 4 4

⑧ 介護実習の内容及び特徴

〈学年毎の介護実習計画〉

※丸数字は時間数（1時間＝60分）

実習区分	1 学年	2 学年	3 学年	総時間・単位数
(Ⅰ)	通所介護 ⑥×5日 グループホーム ⑦×4日 小規模多機能型居宅介護 ⑦×4日	障害者支援施設 ⑦×5日		145時間 (4単位)
50分換算	計103時間(3単位)	計42時間(1単位)		
(Ⅱ)		特別養護老人ホーム 7.5×15日	特養 または 老健 7.5×20日	315時間 (9単位)
50分換算		計135時間(4単位)	計180時間(5単位)	

〈介護実習の時期〉

	前期（5月～7月）	後期（10月）
1 学年	実習（Ⅰ） 5 日	実習（Ⅰ） 8 日
2 学年	実習（Ⅰ） 5 日	実習（Ⅱ） 15 日
3 学年	実習（Ⅱ） 20 日	

介護実習（Ⅰ）の意義と目標

1 介護実習（Ⅰ）の意義

高齢者等の生活の場としての多様な介護現場を見学し、個に応じた介護活動の概要及び、本人及び家族とのコミュニケーションの実践能力を獲得する。

2 介護実習（Ⅰ）の目標

〈1 学年〉

- 多様な介護現場において、利用者・家族・施設職員と積極的な関わりを持ち、コミュニケーション能力を養うとともに、利用者個々の生活のニーズを把握する。
- 介護職の業務内容及び介護の役割について理解し、日常生活における基本的な介護技術を確認する。
- 介護にかかわる専門職との連携の重要性を把握し、チームの一員としての介護福祉士の役割について理解する。

〈2 学年〉

- 障害を持つ人の暮らしと環境について理解し、コミュニケーションのとり方を学ぶ。
- 障害者の自立生活を目指した日常生活支援の方法について理解する。

介護実習（Ⅱ）の意義と目標

1 介護実習（Ⅱ）の意義

多様な高齢者の状態に応じた、個別的な介護計画を立てるとともに、利用者のQOL向上を目指した生活支援・介護支援が展開できる能力を養う。

2 介護実習（Ⅱ）の目標

〈2 学年〉

- 施設利用者との人間的な関わり合いを深め、利用者のニーズを把握し、ケアの計画・実践・評価・修正の基本的な一連の流れについて理解する。
- 職員との連携や、介護機器・福祉用具の活用を身につけ、チームの一員として介護を遂行する能力を養う。

〈3 学年〉

- 高齢者の生活ニーズを把握し、高齢者の尊厳を重視したうえで、有効な社会資源、多職種との連携を踏まえた介護過程が展開できる能力を養う。
- 「医療的ケア」を要する高齢者の身体状況等を把握し、医療・看護職と介護職との連携の在り方及び役割について理解する。

介護実習の内容

1 介護実習（Ⅰ）

（１）事前指導（介護総合演習）：実習の意義・目標の設定

施設の概要、実習記録の書き方、守秘義務・信用失墜行為の禁止事項の確認、健康管理、実習の留意点と心構え等を通して、実習期間中は施設の一職員としての対応が求められることを確認し、目的意識を高く持って実習に臨む態度を育てる。

（２）施設オリエンテーション：実習施設毎の確認、実習目標の確認

実習日程・時間の確認、施設の概要、持ち物・服装等の確認、交通機関の確認、実習誓約書の提出、利用者・家族等に関する状況の確認等について理解する。

（３）現場実習

◎ 1 学年：利用者・職員とのコミュニケーション、利用者の生活・介護職の役割・多職種協働の理解

起居動作・食事・排泄・清潔・整容・更衣等の実際を観察し、利用者のニーズに応じた、自立支援を目指した援助活動を体験する。また、多職種協働の視点から、カンファレンス等の実際について観察し、介護福祉士としての役割について理解する。

◎ 2 学年：障害者の特性及び生活の理解、生活支援の方法

障害者と直接触れあうことで、障害に対する理解を深める。また、障害者の自立を目指した支援ができる能力を養う。

（４）施設毎の反省会

実習目標の到達度の評価、実習における疑問点等について、実習指導者より指導を受ける。

（５）事後指導（介護総合演習）：実習の総括・・・実習報告・反省会

実習記録・実習報告書の作成、体験発表会の実施により、目標到達度について評価する。各自の発表から課題について意見交換し、ヒヤリハットなどにも触れ、今後の実習に生かせるよう、共通理解を図る。

2 介護実習（Ⅱ）

（１）事前指導（介護総合演習）：実習の意義・目標の設定

施設の概要、実習記録の書き方、守秘義務・信用失墜行為の禁止事項の確認、健康管理、実習の留意点と心構え等を通して、実習期間中は施設の一職員としての対応が求められることを確認し、目的意識を高く持って実習に臨む態度を育てる。

（２）施設オリエンテーション：実習施設毎の確認、実習目標の確認

実習日程・時間の確認、施設の概要、持ち物・服装等の確認、交通機関の確認、実習誓約書の提出、障害の程度、入所者の状況等の確認

（３）現場実習

◎ 2 学年：基本的な介護過程の展開方法を理解する。

高齢者とのかかわりを通して、生活課題を明確にする力を養う。また、課題に対する介護過程が展開できるようになる。実習中は、カンファレンスを2回実施する。

※中間カンファレンス：「アセスメント（情報収集）」の発表

最終カンファレンス：「情報の分析・解釈」の発表

◎ 3 学年：個別の介護過程に基づく援助と評価・修正

高齢者の生活課題に対する介護過程を展開し、介護過程に基づく支援の実際を行い、自己及び職員による評価を実施する。実習中は、2回カンファレンスを実施する。

※中間カンファレンス：「アセスメント」、「情報の分析・解釈」の発表

最終カンファレンス：「個別介護計画書（ケアプラン）」の発表

最終カンファレンス後は、ケアプランの実践を実施する。

（４）施設毎の反省会

実習目標の到達度の評価、実習における疑問点等について、実習指導者より指導を受ける。また、介護過程の展開についてのアドバイスをいただく。

（５）事後指導（介護総合演習）：実習の総括・・・実習報告・事例検討会

実習記録・実習報告書の作成、事例に対する介護過程の展開についての討議を実施し、介護計画の評価、再

検討を行う。

4. 実績に関する情報

- (1) 卒業者数 延べ281名 (令和7年3月現在)
- (2) 令和6年度介護福祉士国家試験結果
8名受験 5名合格 (合格率62.5%)
- (3) 卒業後の進路 ※令和6年度卒業生総数10名
 - ◎就職
 - 介護職 3名
 - 他業種 0名
 - ◎進学
 - 4年制大学 3名
 - 短期大学 0名
 - 専門学校 4名